

県民文化部 こども・家庭課 次世代サポート課

1 制度の概要

開始時期	概 要
2019年10月 (消費税引き上げと同時期)	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化 <ul style="list-style-type: none"> ・3~5歳児 すべての子どもを対象に無償化(食材料費等の実費は原則対象外) ・0~2歳児 住民税非課税世帯を対象に無償化 ・旧制度の私立幼稚園については上限額まで無償化 ○幼稚園の預かり保育は保育認定を受けた場合に利用実態に応じて無償化(上限額あり) ○認可外保育施設等は保育認定を受けた場合に無償化(上限額あり)

2 無償化に係る経費負担割合(事務費を除く)

NO	区分	負担割合			備考
		国	都道府県	市町村	
①	保育所・認定こども園・幼稚園<新制度>	公立	—	—	10/10
		私立	1/2	1/4	1/4
②	私立幼稚園<旧制度>	私立	1/2	1/4	1/4
③	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4
④	預かり保育、病児保育、ファミサポ		1/2	1/4	1/4

・子ども・子育て支援新制度：認定こども園制度の改善、地域型保育の開始などH27に開始された制度

3 無償化関係経費をH31当初予算(案)に計上 ※以下、無償化に係る県の対応について記載

(1) 無償化関係経費(全額国負担 ②の一部を除く)

【単位：千円】

NO	事業名等	事業内容	負担割合	H31 予算案	参考 1年分
①	保育所等施設型給付費負担金	私立の保育所、認定こども園等の利用料を負担	利用者負担分を国1/2、県1/4、市町村1/4で負担	545,813	1,091,626
②	私立幼稚園子育て支援施設等利用給付費負担金【新規】	私立幼稚園(旧制度)の利用料を負担【無償化により創設】	同上	246,442	492,884
③	認可外保育施設利用料負担金【新規】	認可外保育施設の利用料を負担【無償化により創設】	同上	45,197	90,394
④	子ども・子育て支援事業利用料負担金【新規】	「一時預かり保育事業」「病児保育事業」等の子ども・子育て支援事業の利用料を負担【無償化により創設】	同上	13,662	27,324
合 計				851,114	1,702,228

(参考) 従前から実施している事業

	事業名	事業内容	変更内容	H31 予算案
県単	多子世帯保育料減免	市町村が複数の子どもの同時入所を要件とせずに第3子以降の保育料を軽減する場合の経費の一部を補助	住民税課税世帯の3歳未満児等のみ引き続き対象	174,714

(2) 関係事務費（全額国負担）

【単位：千円】

事業名	事業内容	負担割合等	H31 予算案
市町村システム改修経費補助	無償化の実施に必要となる市町村の保育料算定等に係るシステム改修費に対する補助	国 10/10 (初年度のみ)	703,198
事務費補助	無償化の実施に必要となる県及び市町村の事務費に対する補助	国 10/10 (初年度・2年目)	715,700
合 計			1,418,898

4 高まる保育ニーズ・待機児童発生抑制のための取組の強化

(1) 総合的な保育対策の実施 予算（案）総額 374,517 千円

◆うち H31 に実施する主な事業

【単位：千円】

事業名	事業内容	H31 予算案	H30 予算額
保育士人材バンク事業	・再就職支援コーディネーターを2名配置（東北信、中南信） ・求人施設と求職者のマッチング ・新たに40代、50代の10,000人に就業希望調査を実施	13,193	8,743 (9月現計)
地域型保育設置促進事業【新】	・3歳未満児保育の受皿となる地域型保育事業の開設に対し <u>新たに補助制度を創設</u> ・事業主体：民間事業者 ・補助率：国庫補助対象経費の1/8	40,247	0
保育士修学資金貸付事業【H30.2月補正】	・養成施設卒業後、県内保育所等に勤務する者に対して貸付 ・ <u>新たに資金を積み増し、H34まで継続実施</u> ・新規貸付人数：約80名（見込）	279,671	20,262

上記以外にも、保育士資格を取得する者の受講料や代替職員の雇上費支援等を継続実施

(2) 信州やまほいく認定園への支援

◆無償化の対象とならない認定園に対し県独自支援を創設

事業名	事業内容	H31 予算案	H30 予算額
信州やまほいく保育料負担軽減事業【新】	・認定園のうち認可外保育施設を利用する世帯を支援 ・月25,700円（私立幼稚園の無償化限度額）を上限として保育料の一部を補助 ・補助率：1/2	17,348	0

(3) 幼児教育支援センターの設置（教育委員会）

◆すべての幼稚園・保育所等における幼児教育の質の向上を目指す

事業名	事業内容	H31 予算案	H30 予算額
幼児教育支援センター運営事業	・幼稚園教諭と保育士が実践的なフィールドで学ぶ研修 ・幼保小接続カリキュラムの開発 ・幼児教育コーディネーターの配置	4,717	1,170

5 その他の対応

(1) 幼児教育無償化に係る市町村向け説明会の開催

日時・場所：平成31年2月13日（水）午後1時から 松本市勤労者福祉センター

説明者・内容：内閣府 子ども・子育て本部担当職員 「幼児教育の無償化について」

参加市町村：県内全市町村担当者 約180名

(2) 県の事務処理体制の強化

こども・家庭課に行政事務嘱託員1名を新たに配置し、事務処理体制を強化

◆対応事務

・子ども・子育て支援事業費補助金事務 ・認可外保育施設の届出の受理、情報管理 など

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚会議

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準ではなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
※ 3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
- ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
((①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
- ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
- ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等これら発達支援の面方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げが行われないよう、周知徹底

(新) 信州やまほいく保育料負担軽減事業

県民文化部次世代サポート課

1 目的

2019年10月から実施される国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、県が進める自然保育に積極的に取り組む認可外保育施設（信州やまほいく認定園（以下、認定園））を利用する世帯の保育料の軽減措置を講じることにより、家庭の所得にかかわらず自然保育を受ける機会の確保を図る。

2 事業内容

- ・補助対象：認可外保育施設（認定園）を利用する世帯のうち、国無償化の対象とならない世帯
- ・対象経費：幼児教育の無償化における私立幼稚園（旧制度）の無償化上限額（月25,700円）を上限として、当該世帯の保育料に相当する額
- ・補 助 率：補助対象経費に対して県1/2
県と市町村の協調により実施することを見据えて設定、当該世帯が居住する市町村の協力を求めていく。

3 予算（案）額

17,348千円（一般財源）（2019年度は10月～3月の半年分）

4 その他

- ・2019年10月から補助開始
- ・交付先や交付手続き等の仕組みは国の無償化制度が未定のため今後検討
- ・自然保育を受ける機会の確保とともに、移住施策への波及効果が維持される。
〔認定園における在園児の保護者で県外からの移住世帯は105世帯（54%）、
保育者で県外からの移住者は42名（71%）〕

〔参考〕

自然保育を牽引する存在である特化型認定園の
約7割が認可外保育施設

認定園の状況（2018年12月現在）

園の種別	特化型 (週15時間以上の体験活動)	普及型 (週5時間以上の体験活動)	計
公立（保育園・幼稚園・認定こども園）	1	134	135
私立（保育園・幼稚園・認定こども園）	3	35	38
認可外保育施設 (森のようちえん等)	9	3	12
計	13	172	185